労働時間規制の適用除外制度の創設や裁量労働制の拡大等を提案する 厚生労働省の「今後の労働時間法制の在り方について」(報告書骨子案)に反対する声明

- 1 厚生労働省は、2015年1月16日、労働時間制度の見直しを検討している労働政策審議会労働条件分科会に、労働時間規制の適用除外制度の創設や企画業務型裁量労働制の拡大等を提案する「今後の労働時間法制の在り方について」(報告書骨子案)を提示した。厚生労働省は、「報告書骨子案にそって労働政策審議会の建議をまとめるようにし、1月26日に招集される通常国会に労働基準法『改正』案を提出するかまえ」と報道されている。
- 2 骨子案は、「時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払義務等の適用を除外した新たな労働時間制度の選択肢として、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル労働制)を設けることが適当。」と、労働時間規制の適用除外制度の創設を提案している。

これは、一定の労働者について労働時間規制を全面的に適用除外する制度(=ホワイトカラー・エグゼンプションの一種)であり、自由法曹団が過労死を激増させ、残業代をゼロにする制度として反対してきた制度そのものである。

骨子案は、制度導入の理由として、「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため」と言う。 しかし、成果で評価される働き方と労働時間規制をなくすこととは無関係であり、このような制度を導入すれば、現在も働き過ぎの労働者が「成果」を上げるために無限定の長時間労働を強いられることになる。

骨子案は、「一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な能力を有する労働者を対象」とするとし、年収要件の具体的な年収額を「1075万円を参考に、省令で規定することが適当。」としている。これでは、厚生労働省の判断一つで、年収要件の年収額はいくらでも引き下げられ、対象労働者の範囲は際限なく拡大されることになる。

骨子案は、「長時間労働防止措置」として、①「24時間について継続した一定の時間以上の休息時間を与える」、②「1か月について事業場内に所在していた時間と事業場外で業務に従事した労働時間の合計時間が一定の時間を超えないこととする」、③「4週間を通じ4日以上かつ1年間を通じ104日以上の休日を与える」のいずれか一つの措置を「講じることとすることが適当。」としている。しかし、上記のとおり、具体的な時間数や違反の場合の制裁も明らかにされておらず、その実効性には大きな疑問がある。

3 骨子案は、現行企画業務型裁量労働制について、対象業務を「法人顧客の事業の運営

に関する事項についての企画立案調査分析と一体的に行う商品やサービス内容に係る 営業の業務」等に拡大し、現行の事業場ごとの労働基準監督署への届出に代えて「労使 委員会決議の本社一括届出を認める」等の手続の簡素化を提案している。

しかし、上記営業の業務等は、「当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等」が全面的に当該労働者にゆだねられているとは言えず、このような業務を企画業務型裁量労働制の対象にすることは許されない。また、企画業務型裁量労働制の導入の可否は、事業場単位でなければ職場の実情にあった判断はできず、労使委員会決議の本社一括届出を認めることはできない。

4 骨子案は、フレックスタイム制について、「清算期間の上限を、現行の1か月から3 か月に延長することが適当。」としている。

しかし、フレックスタイム制では、清算期間が長くなればなるほど、長時間働く労働 日が生じがちになる。実質的には、それだけ、長時間労働と残業代不払いが増えること になる。清算期間の上限の延長にはとうてい賛成できない。

5 以上のとおり、骨子案は、特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル労働制)の創設をはじめ、裁量労働制とフレックスタイム制の拡大等、労働時間規制をなくし、あるいは緩和することを提案している。骨子案は、「1日8時間・1週40時間」の労働時間法制の大原則を破壊し、過労死を激増させ、残業代をゼロにするものであり、とうてい容認できない。

いま、なすべきことは、「労働時間(時間外労働)の上限を法律で規制すること」、「24時間について継続した一定の時間以上の休息時間(インターバル時間)を法律で定めること」等、長時間労働を抑制し、かつ、不払い残業を根絶することである。

自由法曹団は、異常な長時間過密労働がはびこり、過労死、過労自殺が後を絶たない 我が国において、さらにより一層の長時間労働を蔓延させることになる労働時間規制の 適用除外制度の創設や裁量労働制の拡大等に断固として反対し、人間らしく働くルール を確立し、過労死、過労自殺、長時間労働、不払い残業等を根絶するため、全力をあげ て奮闘する決意である。

2015年1月22日

自 由 法 曹 団 団 長 荒 井 新 二